

第7回 国と地方のシステムWG 御説明資料 (地方交付税等について)

平成29年10月10日
総務省提出資料

平成30年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 「経済財政運営と改革の基本方針2017」等への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、地方団体が、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限發揮して地方創生等を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。
- (3) 地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。

3. 地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化

行政サービスのアウトソーシング、情報システムのクラウド化などの地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等の適正管理と最適配置、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業の経営改革の推進など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

平成30年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし15.9兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 財源不足の補填については、平成29年度から平成31年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(0.7兆円)を行う。
- (2) 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)

15兆9,264億円	+	事項要求	(H29)	16兆3,298億円
			(H29比)	△4,034億円

(参考)一般財源総額見込み 62.5兆円程度 (H29) 62兆803億円)

平成30年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	29年度	30年度		仮試算の考え方	
		兆円	増減		伸び率(%)
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	20.3	20.5	0.1	0.7	H29給与改定所要額(人事院勧告(平成29年8月8日))の増
一般行政経費	36.6	37.2	0.6	1.8	
補助	19.8	20.2	0.5	2.4	
単独	14.0	14.2	0.1	1.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.5	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.2	0.0	0.0	} 29年度同額
投資的経費	11.4	11.4	0.0	0.0	
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
単独	5.6	5.6	0.0	0.0	
公債費	12.6	12.2	△0.3	△2.7	
その他	5.6	5.8	0.2	2.9	
計	86.6	87.2	0.6	0.7	
うち一般歳出計	70.6	71.5	0.8	1.2	
(歳入)					
地方税等	41.7	42.0	0.3	0.6	「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年7月18日内閣府)による各目成長率等を用いて試算
地方税	39.1	39.3	0.3	0.7	
地方譲与税等	2.6	2.6	△0.0	△0.8	
地方交付税	16.3	15.9	△0.4	△2.5	別紙参照
国庫支出金	13.5	13.8	0.2	1.7	社会保障費の増
地方債	9.2	9.7	0.5	5.7	
うち臨時財政対策債	4.0	4.6	0.5	12.9	
その他	5.9	5.9	0.0	0.0	29年度同額
計	86.6	87.2	0.6	0.7	
うち「一般財源」	62.1	62.5	0.4	0.6	注)2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	60.3	60.6	0.3	0.5	(交付団体ベース)

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填の考え方等については「平成30年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
- 4 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いは、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

平成30年度 地方交付税・地方特別交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 通常収支分

(単位:億円)

項 目	平成30年度 要求額 A	平成29年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
＜地方交付税＞				
一般会計からの繰入れ	154,454	154,343	111	0.1
財投特会からの繰入れ	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
地方法人税の法定率分	6,615	6,375	240	3.8
借入金償還	△ 4,000	△ 4,000	0	0.0
借入金等利子	805	820	15	1.8
剰余金の活用	0	3,400	△ 3,400	皆減
計	159,264	163,298	△ 4,034	△ 2.5

＜地方特別交付金＞				
一般会計からの繰入れ	1,541	1,328	213	16.0

一般会計からの繰入れ 合 計	155,995	155,671	324	0.2
-------------------	---------	---------	-----	-----

表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を前提とした仮置きの数値である。その考え方や「平成30年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成6年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づき交付税率の引上げについて事項要求する。
- 国税及び地方税の税収見積り等については、各目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 「財投特会からの繰入れ」は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用を見込んで計上している。
- 平成28年度の国税決算に伴う地方交付税の積算については、今後の地方財政の状況等に応じて要求の修正を行う場合がある。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成29年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況等に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行うい、必要な場合には、法改正及び要求の修正を行う。

【地方特別交付金】

この概算要求は、仮置きの計数であり、平成30年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求の修正を行う。

(2) 東日本大震災分

(単位:億円)

項 目	平成30年度 要求額 A	平成29年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
復興特会からの繰入れ	事項要求	3,464	—	—

平成30年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	平成30年度 当初要求額 A	平成29年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
国税4税の法定率分等	① 141,735	141,385	350	0.2%
所得税×33.1%	60,509	59,408	1,101	1.9%
法人税×33.1%	39,035	41,014	▲1,979	▲4.8%
酒税×50%	6,540	6,555	▲15	▲0.2%
消費税×22.3%	40,250	38,218	2,032	5.3%
(小計)	146,334	145,195	1,139	0.8%
平成20、21、28年度補正予算精算分	▲2,355	▲2,355	0	0.0%
前々年度国税4税決算精算分	▲2,244	▲1,455	▲789	54.3%
(小計)	▲4,599	▲3,809	▲789	20.7%
一般会計からの加算分	② 12,719	12,958	▲239	▲1.8%
法定加算等	5,367	6,307	▲940	▲14.9%
臨時財政対策特別加算	7,352	6,651	701	10.5%
計(入口へス) ①+②=③	154,454	154,343	111	0.1%
地方法人税の法定率分	④ 6,615	6,375	240	3.8%
地方法人税×100%	6,616	6,439	177	2.7%
前々年度地方法人税決算精算分	▲1	▲64	63	▲98.4%
特別会計借入金償還額	⑤ ▲4,000	▲4,000	0	0.0%
特別会計借入金利子	⑥ ▲805	▲820	15	▲1.8%
剰余金の活用	⑦ 0	3,400	▲3,400	皆減
地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	⑧ 3,000	4,000	▲1,000	▲25.0%
前年度からの繰越	⑨ 0	0	0	-
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	4,810	8,955	▲4,145	▲46.3%
地方交付税総額(出口へス) ③+⑩	159,264	163,298	▲4,034	▲2.5%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

※1 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づき交付税率の引上げについて事項要求する。

※2 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

「まち・ひと・しごと創生事業費」における算定方法の見直しについて

- 地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、「取組の成果」に応じた算定へのシフト等を実施。

1. 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の確保

- 地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成29年度においても引き続き1兆円を確保。

2. 地方交付税の算定方法の見直し

(1) 「取組の成果」に応じた算定へのシフト

- 平成29年度においては、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、
 - ・ 「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ330億円シフト。
 - ・ 「地域の元気創造事業費」において、「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ330億円シフト。
- それぞれ平成29年度から段階的に3年間かけて1,000億円シフトする予定。[※]

※ 段階的実施の最終年度である平成31年度（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度でもある）に、その時点での成果の実現具合等を踏まえ、更なる見直しを検討

人口減少等特別対策事業費

年度	取組の必要度	取組の成果
H28	5,000億円	1,000億円
H29	4,670億円	1,330億円
H30	4,340億円	1,660億円
H31	4,000億円	2,000億円

地域の元気創造事業費

年度	行革努力分	地域経済活性化分
H28	3,000億円	900億円
H29	2,670億円	1,230億円
H30	2,340億円	1,560億円
H31	2,000億円	1,900億円

(2) 条件不利地域等への配慮

- 過疎地域自立促進特別措置法等の条件不利地域に係る法律の対象となっている地方団体等における算定額の割増。
- 人口増減率等の指標について、政令市及び中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較することで成果を反映。

(3) 地方版総合戦略の状況を踏まえた指標の見直し

<人口減少等特別対策事業費(取組の成果)>

- ・ 出産、子育て等に関する指標として、「自然増減率」に替えて「出生率」を採用

【道府県分・市町村分】

- ・人口増減率
- ・転入者人口比率
- ・転出者人口比率
- ・年少者人口比率
- ・自然増減率
- ・若年者就業率
- ・女性就業率



・出生率

<地域の元気創造事業費(地域経済活性化)>

- ・ 観光に関する指標として、「延べ宿泊者数」に替えて「日本人延べ宿泊者数」及び「外国人延べ宿泊者数」を採用

【道府県分】

- ・第一次産業産出額
- ・製造品出荷額
- ・小売業年間商品販売額
- ・延べ宿泊者数
- ・若年者就業率
- ・女性就業率
- ・従業者数
- ・事業所数
- ・一人当たり県民所得



・日本人延べ宿泊者数
・外国人延べ宿泊者数

地方交付税の総務省ホームページでの公開について

平成28年度の取組み

- 市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の内訳について、地方団体ごとにホームページに公開（都道府県分は平成27年度から）。
- データ形式について、活用しやすいようEXCEL形式による公開に変更（これまではPDF形式）。
- 「人口減少等特別対策事業費」及び「地域の元気創造事業費」の算定内容をホームページに公開。
- 「トップランナー方式」の取組内容について、ホームページに公開。

平成29年度の取組み

- 平成29年度の算定内容について、平成28年度までと同様にホームページに公開済み。

トップランナー方式に係る取組の現状について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	

平成29年度取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容

- 平成28年度から導入した16業務について、2年目の見直しを実施。
- 平成29年度から、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務に導入し、初年度の見直しを実施。

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
			経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)			
			見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成29年度	見直し最終年度				
H28導入分	◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	366,025(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
		特別支援学校費	57,312(千円)	54,592(千円)	50,510(千円)	○	5		
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,721,329(千円)	3,550,647(千円)		3		
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	378,569(千円)	334,448(千円)	○	3		
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○	-		指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
	◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円) の減	8,270(千円) の減	○	1		庶務業務の集約化
H29導入分	◇青少年教育施設管理	その他の教育費	162,599(千円)	155,389(千円)	140,969(千円)	○	3	指定管理者制度導入	
	◇公立大学運営	理科系学部	1,694(千円/人)	1,647(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
		保健系学部	1,938(千円/人)	1,884(千円/人)	1,668(千円/人)				

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
			経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)			段階補正の見直し	
			見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成29年度	見直し終了年度					
H28 導入分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,395(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○	5	民間委託等		
		中学校費	3,707(千円/1校)	3,395(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
		高等学校費	7,353(千円/1校)	6,873(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	143,955(千円)	139,129(千円)		3			
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	48,097(千円)	44,359(千円)	○	○		3	
	◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	30,084(千円)	29,441(千円)	○	○		3	指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	4,560(千円)の減	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化		
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、 税務関連システム、 福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	14,705(千円)	13,265(千円)	○		3	情報システムのクラウド化		
	徴税费	32,030(千円)	26,783(千円)	24,160(千円)						
	包括算定経費	36,204(千円)	30,274(千円)	27,309(千円)						
H29 導入分	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円/人)	1,647(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
		保健系学部	1,938(千円/人)	1,884(千円/人)	1,668(千円/人)					

図書館管理等5業務について

検討対象業務	業務改革の内容	方針
◇図書館管理	指定管理者制度導入	<p>以下の地方団体の意見等を踏まえ、<u>トップランナー方式の導入</u>を見送り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等) ・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館) ・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等) ・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。 ○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。 ○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。 ○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。
◇博物館管理		
◇公民館管理		
◇児童館等管理		
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	総合窓口・アウトソーシングの活用	<p>課題及び検討状況等は以下のとおりであり、<u>今後、更に検討を進める</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省において、窓口業務の民間委託の為の標準委託仕様書(案)等を作成し、現在モデル自治体において試行中。試行結果の評価、モデル自治体における検証結果を踏まえ、標準委託仕様書(案)等を修正し、平成30年度以降に標準委託仕様書等を全国展開予定。 ○ 第193回国会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用できるよう地方独立行政法人法を改正し、平成30年4月1日から施行予定。 ○ 地方団体からは、昨年調査において、総務省の取組を注視しているとの意見があったが、現在、上記の取組の進捗を踏まえ、地方団体に対し調査を行っている。

トップランナー方式による各年度の影響額について

(単位:億円)

業務		見直し完了後 (見込み)	H28	H29	H30 (見込み)	H31 (見込み)	H32 (見込み)	H33 (見込み)
都道府県分	H28導入	◇庁舎管理 ◇学校用務員事務 等	414	136	131	131	8	8
	H29導入	◇公立大学運営	128		26	26	26	26
		◇青少年教育施設管理	14		5	5	5	
	小計		557	136	161	161	39	34
市町村分	H28導入	◇庁舎管理 ◇学校用務員事務 等	1,043	304	305	305	65	65
	H29導入	◇公立大学運営	37		7	7	7	7
	小計		1,080	304	312	312	72	72
合計		1,637	441	473	473	111	106	33
累計減少額			441	914	1,387	1,498	1,604	1,637

※見直し完了後の額及びH30以降の額は現時点での見込み

【トップランナー方式の影響額の活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いの明確化】

- 地方団体の行財政改革により生み出された財源は、その改革意欲を損ねることのないよう、還元することが必要。
- 今後、トップランナー方式の影響額の活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いの明確化について適切に対応。

基金の積立状況等に関する調査について

- 総務省においては、毎年度実施している「地方財政状況調査」とあわせ、基金の積立状況等に関する調査を実施。
- 現在、精査・分析中であり、とりまとめ次第、速やかに公表する予定。

調査内容

(1) 調査対象

全ての地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)の全ての積立基金
(財政調整基金・減債基金・その他特定目的基金)

(2) 調査内容

全基金共通:平成28年度末と平成18年度末の残高の状況、今後の中期的(3~5年)な増減見込み、
積立ての方策

財政調整基金:積立ての理由(景気の動向による法人関係税等の変動、災害、社会保障関係経費
の増大、公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大への備え 等)、
積立ての考え方

その他特定目的基金:基金の用途、基金の財源(国費、合併特例債 等)

平成 28 年度普通会計決算の概要（速報）における 積立金現在高の状況

- 平成 28 年度地方公共団体の積立金現在高（東日本大震災分を除く。以下同じ。）は 21 兆 5,461 億円で、前年度と比べて 5,231 億円増となった。うち、財政調整基金は 41 億円減、^{※1}減債基金は 974 億円減、^{※2}その他特定目的基金は 6,245 億円増となった。

（※1 平成 16 年度決算以来の減少、※2 平成 21 年度決算以来の減少）

- また、東京都及び特別区以外の地方公共団体の積立金現在高は 17 兆 2,234 億円で、前年度と比べて 747 億円増となった。

- なお、平成 28 年度普通会計決算に係る調査に合わせた行っている基金の積立状況等に関する調査については、現在、精査・分析中であり、とりまとめ次第、速やかに公表する予定である。

＜東日本大震災分^{※1}を除く積立金現在高＞

（単位：億円）

	平成28年度			平成27年度			増減額					
	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計
都道府県	15,592	11,344	42,836	69,772	16,129	12,393	39,981	68,503	▲ 537	▲ 1,049	2,855	1,269
市町村 ^{※2}	59,649	14,096	71,945	145,690	59,153	14,020	68,555	141,728	496	76	3,390	3,962
全団体	75,241	25,440	114,781	215,461	75,282	26,414	108,536	210,231	▲ 41	▲ 974	6,245	5,231
うち東京都及び特別区	12,804	663	29,760	43,227	12,458	678	25,608	38,744	346	▲ 15	4,152	4,483
うち東京都及び特別区以外	62,437	24,777	85,021	172,234	62,824	25,735	82,928	171,487	▲ 387	▲ 958	2,093	747

※ 1 「東日本大震災分」には、平成 28 年熊本地震分（平成 28 年度：518 億円）を含む。以下同じ。

※ 2 市町村には一部事務組合等を含む。以下同じ。

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 平成28年度決算から、地方単独事業(ソフト)に係る決算額について、地方団体間の重複部分を控除した決算額(純計額)を把握し、とりまとめ次第、公表予定。
- 地方単独事業(ソフト)について、決算情報のより詳細な把握・分析と「見える化」を推進するための委託調査費を予算要求中。
【H30要求・要望額:0.4億円】

【現 状】

地方単独事業(ソフト)に係る各都道府県・市区町村の決算額を、民生費・衛生費などの目的別で公表(H25決算～)。

(単位:百万円)

区分	A市	B市
総務費	13,473	1,464
	24,523	4,728
民生費		
うち児童福祉費	7,648	1,446
うち老人福祉費	351	1,306
うち災害救助費	285	0
衛生費	11,833	1,974
うち清掃費	1,305	1,464
労働費	173	102
農林水産業費	3,427	80
商工費	78,579	1,696
土木費	3,810	480
消防費	4,072	160
教育費	17,910	2,354
災害復旧費	0	0
その他の経費 (議会費、諸支出金、前年度繰上充用金等)	45,868	21
合計	203,668	13,059

(参 考)

○経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定・抜粋)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政等

②地方行政サービスの地域差の「見える化」等を通じた行財政改革の推進

・・・地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。